大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成30年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を、次のとおり公表する。

平成31年1月22日

大分県労働委員会 会長 須賀 陽二

1 不当労働行為事件

事件番号	請 求 す る 救済の内容	申 立年月日	調査回数	審問回数	証人数	審査の 計画めた 日数		和解に要した			終結状況	備考
平成29年(不)第1号	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	29. 8. 9	9回	3 回	5人	598日						翌年に繰越
平成30年(不)第1号	・被申立人は、申立人が平成29年3月17日付けで申し入れた未払い賃金の団体がでの団体がである。 労働契約らことはでいるいということは理由に拒否してはない。 ・ポスト・ノーティス	30. 3. 19	4回						212日	30. 10. 16	取げ	
平成30年(不)第2号	・被申立人は、申立人 が平成29年3月17日 付けで申し入れた未 払い賃金の請求等に ついての団体なな を、雇用していな否 という理由で拒否 というらない。 ・ポスト・ノーティス	30. 3. 19	4回						212日	30. 10. 16	取下げ	

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

(1) /3 (3) 1	F-32	1				_											
事件番号	区分	調	整	事	項	申年	請月日		話調質回		処 理 日 数		結 月日	終状	結況	備	考
平成30年(調)第1号		・組合員の戒	文告処分¢	の撤回		30.	3.30	2回]	L□	99日	30.	7. 6	打步	刃り		
平成30年(調)第2号	あっせん	・組合員の解	犀に関 っ	する解決金	とについて	30.	5. 29	2回		_	16日	30.	6. 13	不閉	昇始		

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	調	整	事	項	申年月	請日日				処日	理数		結月日	終状	結況	備	考
平成29年(個)第2号		・不当な解 ・入社祝い		覚書の取消		29.	9. 29	2 🗉	1	1回	11	日8.	30.	1. 24	解	決		